

# **日野市耐震改修促進計画**

(平成 28 年度～令和 3 年 5 月)

平成 28 年 4 月

日 野 市

## 内容

第1章 はじめに.....	1
1. 計画の概要.....	1
(1) 背景と目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	3
(3) 本計画の計画期間と検証年次.....	3
(4) 対象区域と対象建築物.....	4
2. 地震の被害等.....	8
(1) 過去の大規模地震による被害.....	8
(2) 東京で想定される地震の規模・被害の状況.....	8
(3) 市で想定される地震の規模・被害の状況.....	9
第2章 耐震化の現状と課題.....	11
1. 緊急輸送道路沿道建築物.....	11
(1) 耐震化率.....	11
(2) 耐震診断率.....	11
2. 住宅.....	12
(1) 住宅全体.....	12
(2) 分譲マンション.....	12
(3) 市営住宅.....	13
3. 特定建築物(民間).....	14
4. 防災上重要な公共建築物.....	15
第3章 取り組みの基本方針.....	16
1. 耐震化の目標.....	16
2. 基本的な取り組み方針.....	16
(1) 建物所有者の主体的な取組.....	16
(2) 市の支援.....	16
(3) 耐震化を促進するための関係者との連携.....	16
3. 重点的に取り組むべき施策.....	17
(1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化.....	17
(2) 住宅(木造)の耐震化.....	17
(3) 分譲マンションの耐震化.....	18
(4) 民間の特定建築物の耐震化.....	18
(5) 防災上重要な公共建築物の耐震化.....	18

第4章 耐震化に関わる総合施策の展開 .....	19
1. 市における耐震化施策 .....	19
(1) 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成 .....	19
(2) 日野市木造住宅耐震助成関連 .....	20
(3) 日野市分譲マンション耐震改修助成【新規】 .....	21
2. 税制等に関する支援 .....	21
(1) 耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除 .....	21
(2) 固定資産税減額制度 .....	22
3. 耐震化を促進するための環境整備 .....	23
(1) 普及啓発 .....	23
(2) 建物所有者への指導・指示等 .....	23
(3) 関係団体との連携 .....	24
4. 総合的な安全対策 .....	25
(1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進 .....	25
(2) 落下物・ブロック塀の倒壊防止対策 .....	25
(3) 生け垣の補助制度 .....	26

## 第1章 はじめに

### 1. 計画の概要

#### (1) 背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものでした。

この教訓を踏まえて、国は、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行。以下「耐震改修促進法」という。）を制定（平成17年11月に一部改正）し、建築物の耐震化に取り組んできています。

都では、この耐震改修促進法に基づき、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画（以下「都計画」という。）を策定し、建築物の耐震化施策を総合的に進めています。

こうした動きを踏まえ、市では、平成20年12月に日野市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、平成27年度までを計画期間として建築物の耐震化に取り組んできました。

その後、平成23年3月11日に東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災が発生しました。また、平成24年4月には、新たな首都直下地震等による東京の被害想定が公表されるとともに、平成25年12月には、中央防災会議から首都直下地震の被害想定と対策についての最終報告があり、首都直下地震の切迫性と建築物の倒壊を要因とする人命・財産の被害の大きさが改めて示されました。

こうした被害想定を踏まえて、耐震改修促進法が平成25年5月に改正され、一定の建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、耐震診断・耐震改修の促進に向けた対策が強化されました。

また、この改正等を踏まえ、平成28年3月に都計画が改定され、平成37年度までを計画期間として耐震化の新たな目標と施策が示されました。

市においても、これまでの計画の実施状況やその成果を検証しつつ、市の基本構想・基本計画である2020プランや平成27年3月に改定した住宅マスタープランに即し、日野市地域防災計画など関連計画とも整合を図りながら、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するために本計画の改定を行いました。

## 【耐震改修促進計画に係わる主な動き】

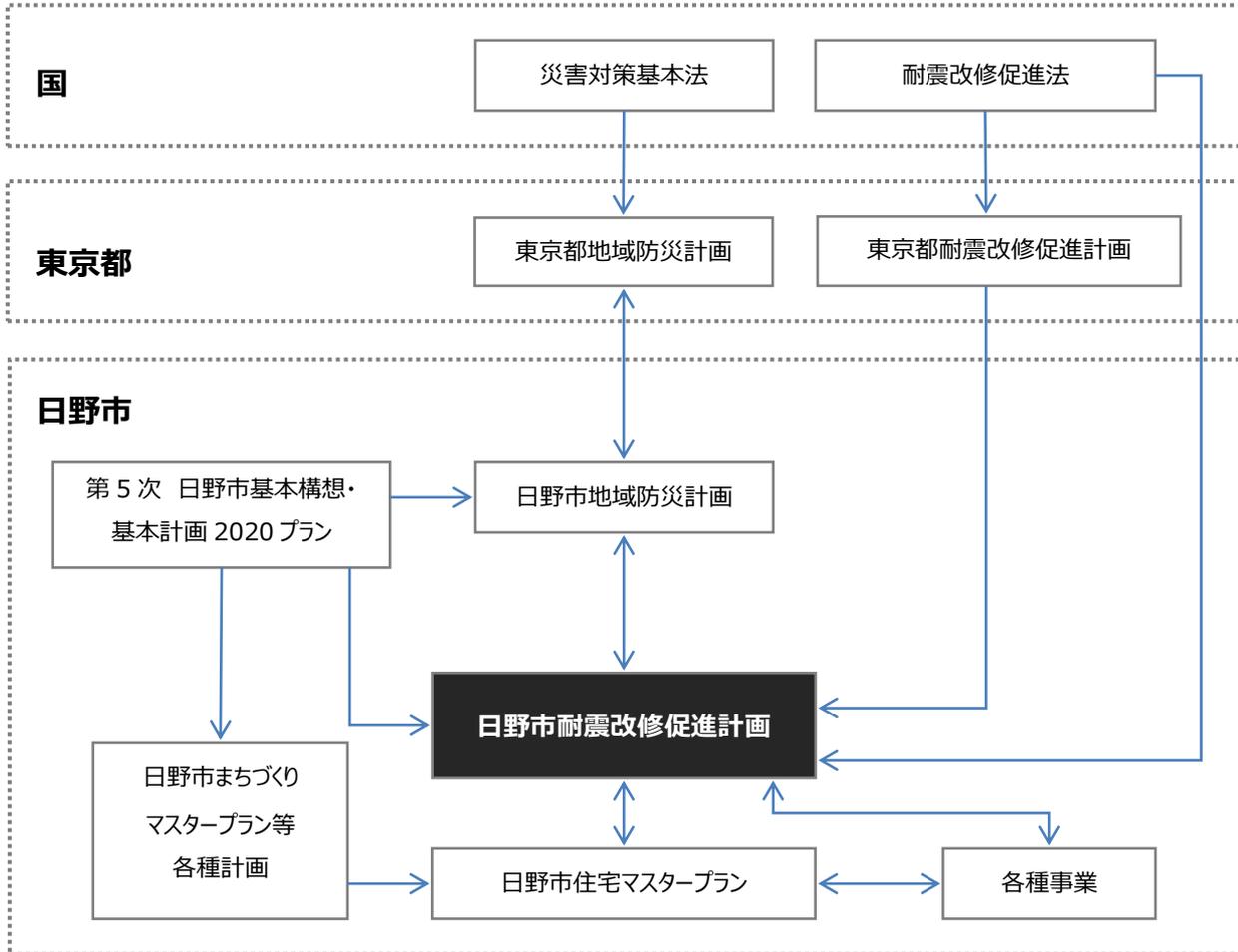
- ・平成 20 年 12 月：日野市耐震改修促進計画の策定
- ・平成 23 年 3 月：第 5 次日野市基本構想・基本計画（2020 プラン）の策定
- ・平成 24 年 4 月：新たな首都直下地震等による東京の被害想定公表
- ・平成 25 年 5 月：耐震改修促進法の改正
  - ※耐震診断の義務付け、区分所有建築物の耐震改修に関する特例措置 等
- ・平成 25 年 12 月：中央防災会議・首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）
- ・平成 26 年 3 月：日野市地域防災計画の改定
- ・平成 26 年 4 月：東京都耐震改修促進計画の改定（※法改正への対応）
- ・平成 26 年 6 月：マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正
  - ※耐震性を満たさないマンションの建替え等に際して、容積率緩和の特例、敷地売却制度の創設 等
- ・平成 26 年 7 月：東京都地域防災計画〈震災編〉の修正
- ・平成 27 年 3 月：日野市住宅マスタープランの改定
- ・平成 28 年 3 月：東京都耐震改修促進計画の改定
  - ※平成 37 年度に目標期間延伸・目標値引き上げ、特定緊急輸送道路沿建築物の耐震化加速 等

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき策定しています。

改定に際し、都計画を踏まえ、第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)、日野市まちづくりマスタープラン、日野市住宅マスタープラン及び日野市地域防災計画等との整合を図ります。

図1 計画の位置づけ



(3) 本計画の計画期間と検証年次

都計画「第3章 耐震化の促進施策」及び次期都計画の策定状況を鑑み、平成28年度から令和3年5月までの5年2か月を計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組を行います。なお、社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行ってまいります。

(4) 対象区域と対象建築物

本計画の対象区域は、市全域とします。

本計画の対象建築物は、市内に存在する建築物のうち**昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定（新耐震基準）に適合していないもの**、その他これに類するもので市が認めたものとします。なお、国立施設及び都立施設については対象外とします。

表 1 対象建築物

対象建築物の種類		内容	備考
(1)	緊急輸送道路沿道建築物		
	特定緊急輸送道路沿道建築物	・特定緊急輸送道路に接する一定高さ以上の建築物[耐震診断義務付け建築物]	・耐震改修促進法第 7 条第 1 項に定める要安全確認計画記載建築物
	一般緊急輸送道路沿道建築物	・特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路に接する一定高さ以上の建築物	・耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 3 号に定める特定既存耐震不適格建築物
(2)	住宅	・戸建住宅（長屋住宅を含む） ・共同住宅（公共住宅を含む）	
(3)	特定建築物		
	特定既存耐震不適格建築物	・多数のものが利用する一定規模以上の建築物(※)	・耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める建築物（本計画では同項第 3 号は一般緊急輸送道路沿道建築物として特定建築物からは除く）
	要緊急安全確認大規模建築物	・地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物[耐震診断義務付け建築物]	・耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に定める建築物
(4)	防災上重要な公共建築物	・日野市地域防災計画に定める公共建築物 ① 災害対策本部および災対地域本部が設置される庁舎 ② 避難所となる学校、その他災害時応急対策に必要な施設 ・不特定多数の者が利用する施設	

※ 市有の特定既存耐震不適格建築物に関しては(4)防災上重要な公共建築物の中で扱う

表 2 緊急輸送道路の定義

区分	内容
特定緊急輸送道路	主要な防災拠点、空港や港湾などを結ぶ道路及び他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための広域的な道路ネットワークを構築し、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路
一般緊急輸送道路	上記以外の緊急輸送を担う道路

図 2 市内の緊急輸送道路



[出典：東京都耐震ポータルサイト 緊急輸送道路図より]

図3 緊急輸送道路沿道建築物の定義

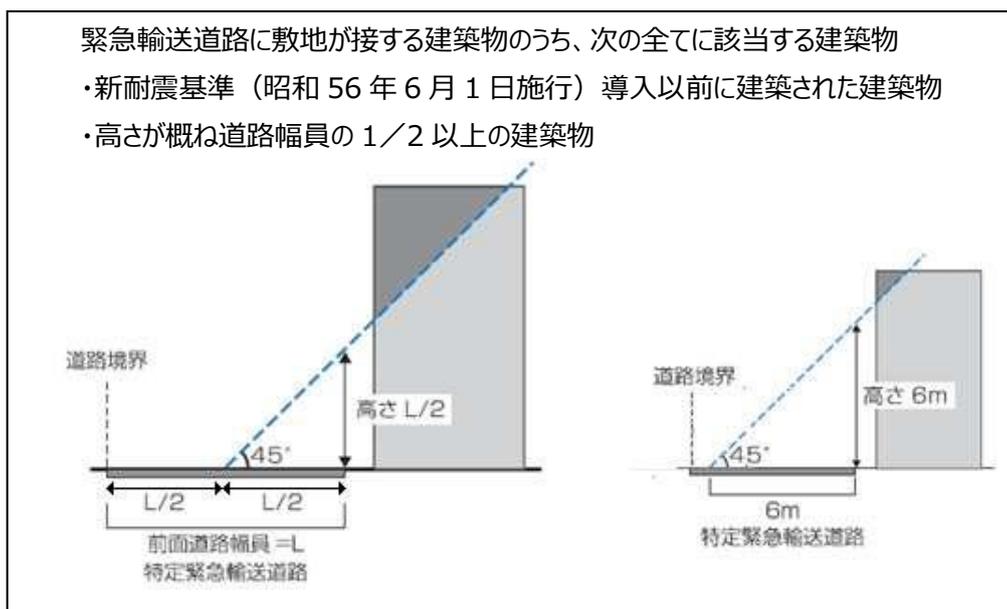


表3 特定建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物(※1)		要緊急安全確認 大規模建築物(※ 3)の規模要件(法附 則第3条)
		規模要件 (法第14条)	指示(※2)対象と なる規模要件(法 第15条)	
学校	小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上	2階以上かつ 3,000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ 1,000㎡以上	1階以上かつ 2,000㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
展示場		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上

用途	特定既存耐震不適格建築物(※1)		要緊急安全確認 大規模建築物(※ 3)の規模要件(法附 則第3条)
	規模要件 (法第14条)	指示(※2)対象と なる規模要件(法 第15条)	
ホテル、旅館	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
事務所	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉 センター等に類するもの	2階以上かつ 1,000㎡以上	2階以上かつ 2,000㎡以上	2階以上かつ 5,000㎡以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	2階以上かつ 500㎡以上	2階以上かつ 750㎡以上	2階以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
遊技場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
公衆浴場	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む 店舗	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場を除く。)	3階以上かつ 1,000㎡以上	-	-
車輛の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供する もの	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物	3階以上かつ 1,000㎡以上	3階以上かつ 2,000㎡以上	3階以上かつ 5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で規定するも の	500㎡以上	1階以上かつ 5,000㎡以上

※1 要緊急安全確認大規模建築物の規模要件に該当するものは含まない。また、本計画においては、耐震改修促進法第14条第3号の通行障害建築物は一般緊急輸送道路沿道建築物として別に扱うため、特定建築物からは除く。

※2 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示。

※3 耐震改修促進法附則第3条による耐震診断実施の義務付け建築物。

## 2. 地震の被害等

### (1) 過去の大規模地震による被害

東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月）は日本の観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、東北地方から関東地方に至る太平洋沿岸を中心に多くの人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。地震によって引き起こされた大津波による被害が最も大きかったが、地震の揺れや地盤の液状化により都内の建築物にも被害が生じました。都内においては、首都直下地震が今後 30 年以内に約 70%の確率で発生すると推定されており、大地震がいつ発生してもおかしくない状況です。

表 4 日野市耐震改修促進計画(平成 20 年度版)策定以降の大規模地震

発生日	名称	マグニチュード	震度	被害の状況（人、棟）
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0 (※1)	7	死者 18,703、不明 2,674、住家全壊 126,574 半壊 272,302、 一部破損 759,831 (平成 25 年 9 月 9 日時点) (※2)
平成 25 年 4 月 13 日	淡路島沖地震	6.3	6 弱	住家全壊 6、半壊 66、一部破損 8,000 (平成 25 年 5 月 14 日時点)

※1 東北地方太平洋沖地震のマグニチュードは、モーメントマグニチュードの値を記載。モーメントマグニチュードとは、岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュードであり、普通のマグニチュード (M) が地震計で観測される波の振幅から計算され、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表さないのに対し、大きな地震に対しても有効

※2 東日本大震災の被害の状況：平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の余震による被害や 3 月 11 日以降に発生した余震域外での地震で被害の区別が不可能なものも含む

[出典：都計画「兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)以降の大規模地震の規模と主な被害の状況」より一部抜粋]

### (2) 東京で想定される地震の規模・被害の状況

東京都防災会議では、平成 24 年 4 月に首都直下型地震等による東京の被害想定を公表し、以下に示す 4 つの種類の地震について被害想定をしています。

表 5 東京で想定される地震の種類と規模

種類	首都直下型		海溝型地震	活断層で発生する地震
	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
規模(マグニチュード)	M7.3		M8.2	M7.4

[出典：日野市地域防災計画 P34 第 4 章 被害想定 第 1 節地震被害の想定より]

(3) 市で想定される地震の規模・被害の状況

本計画においては最も被害が大きくなると想定される「立川断層帯地震(M7.4)」の際の、風速 8m/秒、冬の朝 5 時及び夕方 18 時を被害想定軸として、計画の検討を行ってまいります。

本市における「立川断層帯地震(M7.4)」による被害想定結果の概要は以下のとおりです。

表 6 市の被害想定結果一覧

条件	種類		立川断層帯地震	
	時期及び時刻		冬 5 時	冬 18 時
	風速		8m/秒	8m/秒
人的被害	死者数(人)		209	170
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	193	125
		急傾斜地崩壊	9	7
		火災	5	36
		ブロック塀等	2	2
		屋外落下物	0	0
		屋内収容物(参考値)	6	4
	負傷者(人)		2,674	2,078
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	2,591	1,875
		急傾斜地崩壊	12	9
		火災	12	134
		ブロック塀等	55	55
		屋外落下物	5	5
		屋内収容物(参考値)	121	85
	うち重傷者(人)		406	331
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	375	267
		急傾斜地崩壊	6	4
		火災	3	38
		ブロック塀等	21	21
		屋外落下物	0	0
		屋内収容物(参考値)	27	19
物的被害	全壊棟数(棟)		3,314	3,314
	原因別	ゆれ	3,205	3,205
		液状化	3	3
		急傾斜地崩壊	106	106
	半壊棟数(棟)		5,451	5,451
	原因別	ゆれ	5,044	5,044
		液状化	177	177
急傾斜地崩壊		230	230	

条件	種類		立川断層帯地震	
	時期及び時刻		冬 5 時	冬 18 時
	風速		8m/秒	8m/秒
ライフ ライン 支給率	電力(停電率・%)		16.9%	19.4%
	通信(不通率・%)		1.0%	4.2%
	ガス (供給停止率・%)	ブロック内全域で SI 値が 60kine 超	63.3%	63.3%
		ブロック内 1/3 で SI 値が 60kine 超	100.0%	100.0%
	上水道(断水率・%)		67.4%	67.4%
	下水道(下水道管きよ被害率・%)		28.2%	28.2%
火災被害	出火棟数		7	21
	焼失棟数	倒壊建物を含む	200	1,839
		倒壊建物を含まない	185	1,701
その他	帰宅困難者	滞留者数	-	135,905
		徒歩帰宅困難者数	-	38,531
	避難者		58,025	63,534
	エレベータ停止		50	52
	災害時要配慮者死者数		89	93
	自力脱出困難者発生数		1,459	1,039
	震災廃棄物(万 t)		87	91

[出典：日野市地域防災計画(平成 25 年度修正)【別冊資料編】資料 37 より]

## 第 2 章 耐震化の現状と課題

### 1. 緊急輸送道路沿道建築物

#### (1) 耐震化率

特定緊急輸送道路沿道建築物は、88.8%が耐震性を満たしている。

東京都が指定した特定緊急輸送道路に接する建築物で、高さが道路幅員の 1/2 を超えるものは、市内で 232 棟あります。このうち、耐震性が満たされている建築物は 206 棟と推計され、耐震化率は 88.8%となっています。これは、都全体での耐震化率（80.9%）と比べ、7.9%高くなっています。

表 7 緊急輸送道路に接する建築物の耐震化(単位：棟)

区分	対象建築物数 a	耐震化完了件数 b	割合 b/a
特定緊急輸送道路	232	206	88.8%

#### (2) 耐震診断率

特定緊急輸送道路沿道建築物は、76.3%が耐震診断を行っている。

市内の特定緊急輸送道路沿道建築物は 38 棟あり、このうち 29 棟(76.3%)が耐震診断を実施しており、耐震改修促進法第 7 条に基づく「耐震診断実施結果報告書」が提出されています。都全体の耐震診断実施率（約 93.7%）と比較すると、17.4%低くなっています。

なお、一般緊急輸送道路沿道建築物に該当する建築物は、市内に 2 棟ありますが、耐震診断は行っていません。

表 8 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断実施率(単位：棟)

区分	対象建築物数 c	診断完了件数 d	割合 c/d
特定緊急輸送道路	38	29	76.3%
一般緊急輸送道路	2	0	—

## 2. 住宅

### (1) 住宅全体

住宅は、83.7%が耐震性を満たしていると推定される。

市内の住宅の耐震化率を平成 20 年及び 25 年の住宅・土地統計調査をもとに、都の推計方法に準じて算定すると、平成 27 年度末現在の住宅総数は約 79,894 戸であり、このうち、66,874 戸の住宅が耐震性を満たしていると推計され、耐震化率は 83.7%となります。これは都全体の住宅の耐震化率（83.8%）より 0.1%低くなっています。

種別ごとの耐震化率を比較してみると、居宅（戸建）では 78.1%、共同住宅では 87.8%となっています。これは、共同住宅に比べ居宅（戸建）の方が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された割合が高く、また構造が木造である割合も高くなっていることに起因しています。

表 9 住宅の耐震化状況(単位：戸)

種別	構造	昭和 56 年以前			昭和 57 年以降 新耐震	住宅合計	耐震性を 有する住宅	耐震化率
		旧耐震	耐震性有	耐震性無				
居宅 (戸建)	木造	9,436	2,303	7,133	22,414	31,850	24,717	77.6%
	非木造	438	236	202	1,159	1,597	1,396	87.4%
	計	9,874	2,539	7,335	23,573	33,447	26,113	78.1%
共同住宅	木造	1,661	266	1,395	6,070	7,731	6,336	82.0%
	非木造	8,724	4,433	4,291	29,992	38,716	34,425	88.9%
	計	10,385	4,699	5,686	36,062	46,447	40,761	87.8%
総数		20,259	7,238	13,021	59,636	79,894	66,874	83.7%

### (2) 分譲マンション

分譲マンションは 81.0%が耐震性を満たしていると推定される。

市内の分譲マンションは市内に 12,280 戸あり、このうち 4,243 戸が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物となっています。都の推計方法により耐震化率を推計すると 81.0%となり、共同住宅全体の耐震化率よりも低くなっています。

表 10 分譲マンションの耐震化状況(単位：戸)

昭和 56 年以前 (旧耐震)			昭和 57 年以降 (新耐震)	合計	耐震性を有する分 譲マンション	耐震化率
	耐震性有り	耐震性無し				
4,243	1,909	2,334	8,037	12,280	9,946	81.0%

### (3) 市営住宅

市営住宅は、71.5%が耐震性を満たしている。

市営住宅は、616戸（34棟）あり、このうち、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準時に建築されたものが175戸（18棟）であり、耐震化率は低くなっています。

旧耐震基準の建築物18棟のうち、城址ヶ丘団地（11棟）と長山団地（3棟）については、平成26年に策定された日野市営住宅長寿命化計画で用途廃止予定と位置づけられ、城址ヶ丘団地については用途廃止を進め、既に一部を解体しており、長山団地については令和5年度を目途に用途廃止に向けて取り組んでおります。

また、残りの4棟については、日野市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に建物の耐震化を進めており、計画どおりに進めば、令和3年度には用途廃止するものを除くすべての市営住宅で耐震化される予定となっています。

表 11 市営住宅の耐震化状況(単位：戸)

昭和56年以前 (旧耐震)	昭和57年以降 (新耐震)		合計	耐震性を有する市 営住宅	耐震化率	
	耐震性有り	耐震性無し				
175	0	178	441	619	441	71.5%

### 3. 特定建築物(民間)

特定建築物(民間)は、94.3%が耐震性を満たしていると推定される。

市内の特定建築物のうち、民間の特定建築物は 368 棟あり、耐震化率は 94.3%と推定されます。これは、都全体の耐震化率（85.6%）と比較すると 6.7%高くなっています。

また、市内の要緊急安全確認大規模建築物は 1 棟ありますが、すでに耐震化の実施について報告を受けており、耐震基準を満たした建築物となっています。

表 12 特定建築物(民間)の耐震化状況(単位：棟)

用途	旧耐震		新耐震	合計	耐震性有	耐震化率
		耐震化				
ホテル、旅館	0	0	1	1	1	100%
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの	0	0	3	3	3	100%
学校(小中学校)、特別支援学校	0	0	8	8	8	100%
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）	1	1	0	1	1	100%
事務所	6	1	56	62	57	91.9%
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設	0	0	1	1	1	100%
車輛の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	1	1	1	100%
集会場、公会堂	0	0	1	1	1	100%
体育館	0	0	1	1	1	100%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	43	32	188	231	220	95.2%
展示場	0	0	1	1	1	100%
病院、診療所	0	0	9	9	9	100%
遊技場	0	0	1	1	1	100%
幼稚園、保育所	0	0	11	11	11	100%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗	6	1	21	27	22	81%
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等に類するもの	0	0	9	9	9	100%
総計	56	35	312	368	347	94.3%

※ 定期報告（特殊建築物）の要件に該当しない建築物、未登記の建築物は対象から除く

表 13 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化状況(単位：棟)

要緊急安全確認大規模建築物	旧耐震		新耐震	合計	耐震性有	耐震化率
		耐震化				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	1	0	1	1	100%

#### 4. 防災上重要な公共建築物

防災上重要な公共建築物は、93.5%が耐震性を満たしている。

日野市地域防災計画で対策本部や救護施設、指定避難所として位置づけられた施設は 29 施設となり、すべて耐震基準を満たしています。また、その他の防災上重要な公共建築物は 2 棟ありますが、2 棟とも耐震基準を満たしていません。この施設を含めると 31 棟中 29 棟が耐震基準を満たしており、耐震化率は 93.5%となります。

表 14 防災上重要な公共建築物の耐震化状況(単位：棟)

	対象建築物数 a	耐震化済 b	割合 b/a
防災上特に重要な建築物（東京都震災対策条例第 17 条） （防災情報センター、市立病院、生活保健センター、 市庁舎、南平体育館、指定避難所を含む）	31	29	93.5%

### 第3章 取り組みの基本方針

#### 1. 耐震化の目標

都計画との整合を図り、建築物の種類ごとの目標は以下の表 15 のとおりとします。

表 15 耐震化率の目標

建築物の種類	現状（平成 27 年度）		令和 3 年 5 月
緊急輸送道路沿道建築物	88.8%	→	95%
住宅	83.7%	→	95%
特定建築物	94.3%	→	95%
防災上重要な公共建築物	93.5%	→	100%(※)

※ できるだけ早期に達成

#### 2. 基本的な取り組み方針

##### (1) 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組むことも必要です。

##### (2) 市の支援

市は、建物所有者が耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための財政的支援や、広報・耐震対策のチラシ・ホームページなどによる情報提供と耐震相談等の技術的な支援を行います。

##### (3) 耐震化を促進するための関係者との連携

市は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、都及び関係団体と十分連携して取り組むこととします。

### 3. 重点的に取り組むべき施策

#### (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は 88.8%となっていますが、耐震診断が義務化されている建築物の耐震診断実施率は 76.3%にとどまっています。都においては、耐震診断の結果報告の期限を平成 26 年度末として耐震化を促進してきましたが、正当な理由がなく耐震診断を行っていないものについては公表する措置を講じています。

対象建築物の所有や使用形態、所有者の経済状況等様々な事情により耐震診断実施率が上がらない状況となっていますが、目標達成に向けて、都と連携しながら、所有者に対し耐震化の重要性、必要性を改めて認識していただき、耐震診断を実施するよう積極的に働きかけを行っていきます。

また、本来の目的は、耐震診断の実施ではなく、地震により防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こさないようにすることです。耐震診断の結果、耐震性を有していない建築物については、補強設計や耐震改修または建替え、除却等、次の耐震化の段階に進んでいただくよう積極的に促していきます。

事業の啓発や実施にあたっては、国や都の支援を活用し、関係団体とも連携しながら進めていきます。

#### (2) 住宅（木造）の耐震化

地震による人的被害は、住宅の倒壊によるものが多くなっています。また、住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災がひきおこされるなど、広範かつ甚大な被害につながるおそれがあります。市では、広く土地区画整理事業を展開しており、道路、公園等の公共施設の整備改善とともに良好な宅地を供給することで、災害に対する安全性を確保し、安全安心なまちづくりを実現してきています。

住宅の中でも木造の居宅（戸建）は耐震化率が低くなっており、これまでも重点的に耐震化に取り組んでいます。今後も、住宅の所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう、市民が相談しやすい環境づくりや支援策について、広報やパンフレット等を活用して啓発するとともに、都や関係団体等と連携しながら耐震診断の普及、耐震改修の促進を図っていきます。

財政面での支援として、平成 15 年度から耐震診断に係る助成事業を設け、これまで 227 棟に対して、また平成 24 年度からは耐震改修工事等に係る助成事業を設け、これまで 70 棟に対しそれぞれ助成してきており、一定の成果が上がっています。今後も、助成制度の普及啓発を図るとともに、国等補助制度を活用しながら財政面の支援を継続していきます。

### (3) 分譲マンションの耐震化

分譲マンションの耐震化率は 81.0%となっており、共同住宅全体の耐震化率より低くなっています。

分譲マンションは戸建て住宅より規模が大きいため、地震により建物が倒壊した場合、周辺に対する影響は大きくなります。また、分譲マンションの耐震化は、賃貸マンションとは違い、区分所有者が複数存在するため、耐震化に向けた合意形成を図るのが困難な状況が見受けられます。このような状況の下、国や都では、分譲マンションの耐震化に対して補助制度を設け、対策を講じる区市町村に対して支援しており、都内では 23 区すべてと 8 市が活用しています。都計画においては、区市に対し助成制度の活用を促していくことが示されており、今後は市においても、新たに助成制度を設け、分譲マンションの耐震化に関する取組を強化していきます。

助成制度については、耐震診断や補強設計、改修工事に関する支援だけでなく、耐震化の必要性や合意形成に関し、管理組合等に助言するための専門家派遣など総合的な支援策を設け、分譲マンションの耐震化を促進していきます。

### (4) 民間の特定建築物の耐震化

民間の特定建築物の所有者の多くは、自己の所有する建物が耐震改修促進法に規定された特定建築物に該当するという自体を理解していないことが想定されます。そのため、各種パンフレットや市の広報等により、耐震化の必要性や建物所有者の責務等について積極的な啓発を行っていくことが必要となります。

特定建築物の調査による正確な実態把握に努め、その結果、特定建築物と判断された昭和 56 年以前の建築物の所有者には、耐震診断や耐震改修に向けての相談、助言を関係団体等と連携しながら行い、計画的に耐震化を促進していきます。

### (5) 防災上重要な公共建築物の耐震化

日野市地域防災計画で対策本部や救護施設、指定避難所として位置づけられた施設 29 棟すべてで耐震基準を満たしていますが、その他の防災上重要な市有の特定建築物（防災情報センターは除く）は 2 棟あり、耐震化されていない状況です。この 2 棟については、平成 23 年に策定された市有建築物の耐震化 5 年計画等に沿って計画的に耐震化を進め、早期に耐震化率 100%となるよう取り組んでいきます。

## 第4章 耐震化に関わる総合施策の展開

### 1. 市における耐震化施策

#### (1) 日野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成

助成名	日野市 <b>特定緊急輸送道路</b> 沿道建築物耐震化促進事業（ <b>耐震診断</b> 助成）
助成額	<p>A・Bのうち低い額</p> <p>A.実際に耐震診断に要する費用</p> <p>B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)</p> <p>助成基準単価…(ア)又は(イ)のいずれか高い額</p> <p>(ア)</p> <p>延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分・2,060 円/m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分・1,540 円/m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の部分・1,030 円/m<sup>2</sup></p> <p>※延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>未満で A.の費用を超える場合、B.に 1 階当たり 15 万円を加算</p> <p>(イ)</p> <p>延べ面積 1000 m<sup>2</sup>未満の建物・3,600 円/m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積 1000 m<sup>2</sup>以上の建物・2,570,000 円+1,030 円/m<sup>2</sup></p>

助成名	日野市 <b>特定緊急輸送道路</b> 沿道建築物耐震化促進事業（ <b>補強設計</b> 助成）
助成額	<p>A・Bのうち低い額×助成率 5/6</p> <p>A.実際に耐震診断に要する費用</p> <p>B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)</p> <p>助成基準単価</p> <p>延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分・5,000 円/m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>を超え 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分・3,500 円/m<sup>2</sup></p> <p>延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の部分・2,000 円/m<sup>2</sup></p>

助成名	日野市 <b>特定緊急輸送道路</b> 沿道建築物耐震化促進事業（ <b>耐震改修</b> 助成）
助成額	<p>A・Bのうち低い額×助成率 5/6</p> <p>A.実際に耐震診断に要する費用</p> <p>B.助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価)</p> <p>助成基準単価</p> <p>一般的な耐震改修工事の場合・50,300 円/m<sup>2</sup>(マンションの場合は 49,300 円/m<sup>2</sup>)</p> <p>免震工法等の特殊工法の場合・82,300 円/m<sup>2</sup>(マンションの場合は 49,300 円/m<sup>2</sup>)</p> <p>住宅(マンションを除く)の場合・33,500 円/m<sup>2</sup></p>

※助成基準単価については年度によって変動あり

(2) 日野市木造住宅耐震助成関連

助成名	日野市 <b>木造住宅耐震診断</b> 補助金
担当窓口	建築指導課
要項	建物の安全性を確認してから耐震補強工事を考えられている方に、一般社団法人東京都建築士事務所協会支部及び東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく登録事務所の診断を受けていただき、診断費用の補助金を交付している。
対象条件	①市内にある建築物 ②昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築された建築物 ③木造（在来軸組工法に限る）2 階建て以下の建築物 ④一戸建ての住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供している建築物を含む） ⑤個人で所有している建築物（賃貸を目的とする住宅を除く） ⑥市の住民基本台帳に記録されている、対象建築物の所有者
助成額	耐震診断に要した経費の 2 分の 1 以内の額とし、5 万円を限度

助成名	日野市 <b>木造住宅耐震改修</b> 工事助成
担当窓口	都市計画課
要項	日野市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱に基づき、個人木造住宅の耐震改修工事に要する経費の一部を助成する。
対象条件	①市内にある建築物 ②昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建築された建築物 ③木造（在来軸組工法に限る）2 階建て以下の建築物 ④一戸建ての住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用途に供している建築物を含む） ⑤個人で所有している建築物（賃貸を目的とする住宅を除く） ⑥対象建築物の所有者であり、市の住民基本台帳に記録されており、市税を完納している者 ⑦対象建築物の地盤及び基礎が安全であること ⑧財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅を上部構造評点が 1.0 以上にする工事又は精密診断法による上部構造力の評点が 1.0 未満である木造住宅を上構造力評点 1.0 以上にする工事
助成額	助成対象工事に要した経費（30 万円以上の工事を対象）とし、30 万円を上限

助成名	<b>住宅リフォーム</b> 資金補助金
担当窓口	産業振興課
要項	市内の施工業者が、個人住宅の木造耐震補強工事、バリアフリー対応型住宅改修工事を行った場合の経費の一部を補助する。
対象条件	①工事着手していないこと ②市内にある、建築後 1 年以上経過した、個人で所有し自己居住の用に供するもの（集合住宅は専有部分に限る。また賃貸を目的とする住宅を除く） ③木造住宅耐震補強工事 → 日野市木造住宅耐震診断補助金交付要綱に基づく耐震診断を受けた結果、危険またはやや危険と診断された個人住宅 ④バリアフリー対応型住宅改修工事 → 将来の加齢による身体機能が低下した場合でも、支障なく自立した生活が営めるように行う住宅改修工事
助成額	補助対象となる工事に要した経費の 10%以内の額とし、20 万円を上限

(3) 日野市分譲マンション耐震改修助成【新規】

助成名	日野市分譲マンション耐震改修工事等助成
担当窓口	都市計画課
要項	日野市分譲マンション耐震改修工事等助成要綱に基づき、分譲マンションの係る耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修工事に要する経費の一部を助成する。 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手した分譲マンションの管理組合に対して、耐震化を検討する段階から改修工事に至るまで支援する。
対象者	①分譲マンションの管理組合 ②助成事業を実施することに対して、区分所有者の承認を得て決議してあるもの
対象条件	①市内にある建築物 ②昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前に建築された建築物 ③耐火建築物又は準耐火建築物である ④地階を除く階数が 3 階以上の建築物 ⑤建築基準法及びその他関係法令に適合した建築物 ⑥特定沿道建築物でない建築物
助成項目	①耐震アドバイザー派遣 ②耐震診断 ③耐震補強設計 ④耐震改修工事 ※①～④については、それぞれに限度額、助成率が設定されています。

2. 税制等に関する支援

(1) 耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除

助成名	耐震改修をした住宅にかかる <b>所得税の特別控除</b>
担当窓口	建築指導課
要項	耐震化促進のため、一定の要件に適合する耐震改修をした住宅について、所得税額から特別控除を受けられる耐震改修促進税制について周知している。
対象条件	・自ら居住の用に供する木造住宅であること ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること ・現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったものであること（改修年次による制限あり）
減額内容	耐震改修に要した費用の 10%に相当する額かつ 20 万円が上限 （補助事業を受けた場合は、耐震改修に要した費用から補助額を差し引いた額の 10%かつ 20 万円が上限）

(2) 固定資産税減額制度

助成名	耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税減額制度
担当窓口	資産税課
要項	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅で、平成 30 年 3 月 31 日までに建築基準法に基づく一定の耐震改修工事を行い、次の要件を満たす場合、以下の減額措置を受けられる。
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること</li> <li>・耐震改修に要した費用の額が住宅 1 戸あたり 50 万円を超えること</li> </ul>
減額内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減額期間 1 年度分、家屋に係る税額の 2 分の 1 (ただし、当該住宅が建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、減額期間は 2 年度分)</li> </ul>

助成名	耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物に対する家屋の固定資産税減額制度
担当窓口	資産税課
要項	平成 29 年 3 月 31 日までに、政府の補助を受けて耐震改修工事を行い、次の要件を満たす場合、以下の減額措置を受けられる。
対象条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「要安全確認計画記載建築物」又は「要緊急安全確認大規模建築物」であること</li> <li>・現行の耐震基準に適合する耐震改修であること</li> <li>・政府の補助を受けて耐震改修が行われたもの</li> </ul>
減額内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減額期間 2 年度分、家屋に係る税額の 2 分の 1 (ただし、工事費の 2.5 パーセントに相当する金額が上限)</li> </ul>

### 3. 耐震化を促進するための環境整備

#### (1) 普及啓発

##### ① 耐震化への意識啓発

市民が建物の耐震化について関心を持ち、意識を高めていくことが重要となります。

市では、広報やホームページを活用して建物の耐震化の必要性や重要性、市やその他の支援制度等の情報提供を図っていきます。

また都や関係団体と連携し、建物の耐震化に関する相談会やイベント等の情報を提供し、市民や所有者の参加を促し意識啓発を図っていきます。

##### ② 相談体制の充実強化

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、耐震化に向けた助言や情報提供などにより、市民や建築物所有者等のニーズに的確に対応することが重要となります。また、身近で手軽に相談できる窓口体制が整備されていることも必要となります。

市では、様々な部署で助成制度を設けているため、相談窓口が複数ある状況です。今後は、助成制度や窓口の一元化を検討するなど、建物所有者や建設関連業者が相談しやすい環境整備に努めていきます。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物や分譲マンションについては、都や関係団体と連携して耐震化に向けた助言や指導などを行う信頼できる専門家を紹介し、建物所有者が安心して耐震化に取り組める環境整備に努めます。

##### ③ 防災マップ等の活用

市では、市民の防災意識の向上や事前の備えに役立つよう防災マップを作成しています。また、都では、地震に強い都市づくりの指標や震災に対する都民の認識を深め防災意識の高揚に役立てることを目的とし、概ね5年ごとに地域危険度を測定しています。今後はこれらの防災情報を積極的に活用して、市民の防災に関する意識啓発を図っていきます。

また、防災週間などイベントの機会を利用して、耐震化に関する相談会の開催、耐震化に関する機器の展示、写真、ビデオ放映やパンフレット等の配布により情報提供を充実させます。

#### (2) 建物所有者への指導・指示等

市は、耐震化を促進するため、所管行政庁との連携により、特定建築物の所有者に対し耐震改修促進法に基づく指導・助言を行っていきます。

(3) 関係団体との連携

市は、都や他自治体及び建築関係団体、地域住民等と適切な役割分担のもとに、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組む必要があります。

① 都や他自治体との連携

市は、耐震改修の目標実現のために、耐震改修に関する行政施策を推進する都や他自治体との連携を図っていきます。

② 関係団体、事業者との連携

市内の建築設計者・工事業者、その他関係団体等で作る組織との情報交換を行い、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

③ 地域住民との連携

耐震改修の促進は、地域として耐震化の意識を高めることが重要です。市は、地域住民との連携を図るために、相談会の開催やパンフレットの配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図っていきます。

また、災害時の避難や消火活動は、地域の人々が組織的に災害に対応することが重要であることから、自治会や町内会等の地域住民との連携のもと、建築物の耐震改修の促進に取り組んでいきます。

#### 4. 総合的な安全対策

##### (1) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

表 16 家具類の転倒・落下・移動防止対策

対策項目	家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
連携先	防災安全課、日野消防署
関連計画、施策	日野市地域防災計画(平成 25 年度修正)
内容	<p>① 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の調査を行い、防止対策を推進する。</p> <p>② 市民、事業者に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。</p> <p>③ 家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く市民や事業者に周知する。</p>

##### (2) 落下物・ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀に関しては引き続き、実態把握を行うとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について啓発するとともに、建築確認申請時等の機会をとらえて改善指導を行ってまいります。既存のブロック塀等の生垣化への転換については、生垣補助制度の活用等により普及を図ります。

屋外落下物に関しては、窓ガラスの落下防止に関しての実態調査及び外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する建物所有者に対して、実態調査と改善指導を行ってまいります。

表 17 落下物・ブロック塀等の対策

対策項目	落下物・ブロック塀の倒壊防止対策
連携先	防災安全課、都
関連計画、施策	日野市地域防災計画(平成 25 年度修正)
内容	<p>①安全対策の指導強化： 都及び建設・建築関係者と協力し、ブロック塀の施工等に関し適切に行われるように指導する。</p> <p>②各家庭及び事業所における対策： 各家庭及び事業所における対策 家具類の転倒・落下・移動防止器具の普及啓発を図る。</p> <p>③公共施設等の対策： 小・中学校の体育館（アリーナ部分を除く）の非構造部材の耐震化について実態調査の結果に基づき、必要な措置に努める。 小・中学校、保育園等の公共施設における、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、本棚等について、落下・転倒等の防止措置に努める。</p> <p>④屋外広告物の規制(都と連携)： 東京都屋外広告物条例、道路法等に基づき、広告塔・看板等の屋外広告物の脱落等を防止する。 設置の許可申請、設置後の維持管理に関する改善指導</p> <p>⑤自動販売機の転倒防止(都と連携)： 自動販売機の設置者及び自動販売機業界に対し、道路上の違法占有がないよう、また転倒防止の指導も徹底する。</p> <p>⑥放置自転車対策： 震災時に避難路となる歩道空間を確保するため、日頃より放置防止指導を徹底する。 「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」により、駅周辺道路に放置自転車区域を設定し、自転車やミニバイクの放置を禁止し、円滑な交通と防災活動の確保を図っていく。</p>

(3) 生け垣の補助制度

表 18 生け垣の補助制度

対策項目	生け垣の補助制度
連携先	緑と清流課
内容	まちなみの美観向上と、地震時の安全性から生け垣による緑化を推進し、緑豊かなまちづくりを目指す。市では市内全域を対象に、生け垣の新設やブロック塀等の生け垣化の費用の一部を補助する。
対象条件	<p>①幅 4 m以上の公道等に面し、道路に面した部分の長さが 3 m以上で新設の生垣であること。</p> <p>②苗木の樹高は 80 cm以上あること。(ブロック等を設置する場合は、ブロックの上から 80 cm以上。)</p> <p>③苗木は 1.8 mあたり原則 6 本以上植え付けること。</p> <p>④日野市内に土地を所有又は使用する個人であること。</p> <p>※つる性植物は対象外。フェンス併設の場合は条件有。</p> <p>※事前に申請し、交付決定を受けてから着手すること。</p>
助成金額	<p>①生け垣設置は 1 mあたり 5,000 円。(20 mを限度)</p> <p>※ 1 mあたり 5,000 円以下の見積額の場合、実費額。</p> <p>②生け垣設置に伴うブロック塀撤去は、1 mあたり 3,000 円。(20 mを限度)</p> <p>※ 1 mあたり 3,000 円以下の見積額の場合、実費額。</p> <p>③本人が施行する場合は①の範囲内で材料費。</p>